

令和5年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会  
下寺尾遺跡群等保存・活用部会 会議録

議題	<p>(審議案件)</p> <p>1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について</p> <p>2 令和5年度史跡内確認調査について</p> <p>3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定・公有地化について</p> <p>(その他)</p>
日時	令和5年6月18日(日) 14時から16時15分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>会長 近藤英夫</p> <p>委員 五味文彦、田尾誠敏、荒井秀規、岡本孝之、箱崎和久、寺前直人</p> <p>神奈川県教育委員会文化遺産課：冨永副主幹</p> <p>(事務局)</p> <p>〈社会教育課〉</p> <p>伊勢田課長、八幡課長補佐、三戸副主査、加藤副主査、田中主事、金馬主事</p>
会議資料	<p>議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について</p> <p>資料1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画案</p> <p>議題2 令和5年度史跡内確認調査について</p> <p>資料2 令和5年度史跡内確認調査計画について</p> <p>資料3 調査区設定図1</p> <p>資料4 調査区設定図2</p> <p>資料5 調査区設定図3</p> <p>議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定・公有地化について</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

## 会議録

### ○（伊勢田社会教育課長）

- ・開会のあいさつ
- ・委嘱状
- ・出欠委員の確認（過半数の成立）
- ・傍聴者の確認（傍聴者なし）

### ○（事務局）

- ・会議資料の確認

### 【議題2 令和5年度史跡内確認調査について】

#### ○（近藤会長）

お忙しい中お集まりいただきました。いつもにも増して忌憚のないご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。議題が3件と「その他」ということで、これから議論していきたいと思います。

最初に私の方から、皆様にお認めいただければ「（2）令和5年度の史跡内確認調査について」、「（3）史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定・公有地化について」を先に議論して、「（1）史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画」を最後に議論するというのを提案したいと思います。

理由は、この資料が皆さんのお手元に事務局から配られたのが2日前でした。会議資料というのは、最低1週間前に、あるいは10日とか常識的な日限を区切ってやらないといけません。これだけのメンバーを集めて、単に顔見せでというというのは、私の本意ではありません。それから確認の取り方も、16日の連絡で会議を18日に開催するというのはおかしいと思います。

もう国がらみで進めている事業ですので、下寺尾遺跡群の議論をしなければなりません。それは会議ルールを無視していいということじゃなくて会議ルールは全うしてやらないといけません。今回に限り、議論はするけども、今後は議論しません。

「（2）令和5年度史跡内確認調査」について、事務局から報告を受けます。

#### ○（事務局）

申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

議題2の確認調査につきまして、説明します。お手元の資料2をご覧ください。昨年度3月の部会で内容をご確認いただいたものです。資料3から5がそれに付随する図面となっています。前の画面で、再確認できればと思います。

こちらは茅ヶ崎北陵高校の敷地内で確認調査としているところです。グラウンド部分が画面右手側のところになっていまして、この太く四角く囲っている部分が、現地松杭で区画されており、もともと校舎が存在していた部分、現在は解体されて更地になっている場所となっています。こちらの赤色で示しています四角い枠が、令和5年度の確認調査を予定している地点になっていまして、

こちらが少し拡大した図面となっています。

こちらの中の部分、すでにこの遺構の線が入ってる部分というのが、第7次確認調査で、令和元年度に確認調査を実施した範囲となっています。そちらで確認されました、オレンジ色の箇所の大形の掘立柱建物址というのが、現地で確認された部分でした。その後、現地でもご指導いただき、かつ、文化庁にも報告し現地指導いただいた場所でもあります。

こちらは翌年度に拡張する形で確認調査を行うことを、一度議論していただき、了承いただきましたが、市の予算と当時の調査体制が十分ではないという判断をいたしまして、令和2年度は別地点の確認調査に急ぎょ代えたという経緯があります。

改めて、今年度は予算が取れて体制も整ったところで、前回ご議論いただいた、赤色の範囲に35メートル×15メートルの範囲で、掘立柱建物址の規模や性格、近くで見ついている建物との比較検討なども含めて、確認調査の実施について、了承いただいたところです。

また、この調査区の西側には平安期の、官衙が終了した直後ではないかというような遺構群が不規則な形で見つかっており、さらにこの建物自体がもともと整地された土と似通った土がこの東側で確認されているところから、今回の調査区を設定しています。

色分けがわかりにくいですが実際の確認調査の上面と、さらに掘り下げたところに、整地された土が全体にあります。同様に、関東ローム層を1回掘り返して埋めたような土が掘立柱建物の柱穴に多く充填されている状況があり、そこにベルトを設定して整地層を取り除いて掘り下げたところ、若干膨らむ部分と、その柱間が溝状に続くような状態で確認されたので、掘立柱建物であろうと捉えています。

また、北西の端だけを半裁して、確実に柱穴かどうかというのを、4年前に確認したところとなっています。本日、基本的な発掘調査の実際のやり方を確認できればと思っています。

資料2の、裏面の真ん中の辺りに同じことを記載しています。議題2で事務局としては、「これまでと同様、官衙遺跡群または環濠集落の内容を、今回の調査の妨げとなるような、近世中世の遺構・遺物については、基本的に記録保存という形で進めてよろしいでしょうか」ということを確認できればと思っています。

実際7次調査の時に出てきた近世の状況としては、この奥の方に2つ土坑状のものが検出されたのみで、いわゆる神奈川の方で言いますと宝永火山灰や軽石を含む遺構というのは、この四角いもの2つのみでした。あとは、校舎に伴うかく乱と、小規模なかく乱がいくつか存在していたのみでした。

また、中世の遺物包含層を掘削したのが、こちらの写真です。中世段階の包含層を取り除いた段階で、先ほどのような整地層のような明確に違う土の痕というのは、この段階から検出できるようになります。基本的な官衙の遺構に関しては、もう少し掘り下げないと確認ができない状況ですので、こちらの遺物と、先ほどの方形の、耕作に伴うものと捉えているもの、また北陵高校の基礎構造の外すことが可能な部分については、古代の遺跡内容を確認するために外したいと、古代とその下に見える弥生の遺構が見えた際には外したいと考えています。いかがでしょうか。

○（近藤会長）

近世以降と中世の包含層に入っている土器類を調査にあたって記録を取る。どうでしょうか。

○（五味委員）

当然やらないと。邪魔というのはおかしいけども、取り除いて、記録しておいていただければと思います。

○（近藤会長）

県の方はいかがでしょうか。

○（冨永副主幹）

この内容でしたら確かに記録保存ですが、史跡のなかだと記録保存は厳しいですので、内容次第で決めるという方針でお願いしたいです。結構重要な井戸ができてきたとか、そういう場合は話っていたきたい。

○（事務局）

基本的にはこれまでと同様の対応についてはよいということによろしいですか。

○（冨永副主幹）

同じ内容だったらよろしいかとは思いますが。

○（事務局）

その都度特殊なもの、特徴的なものが出ましたら、委員の皆様にご相談、連絡いたします。

○（近藤会長）

次の説明をお願いします。

○（事務局）

続きまして黒丸の2個目の部分です。前の画面でもオレンジ色で示している部分が、整地層と呼んでいた土層を取り除いた後に最終的に柱穴として確認できた範囲です。写真でも確認した状況を振り返ることができればと思います。

奥の人が立っているところ、こちらがやや黒い土をしています。北から撮ってる写真です。こちら側はその整地層がない土、すでに黒い弥生時代の地山に近いような黒い褐色の土が出ている状態の場所になっています。こちらの黄色っぽい整地層と呼んでいる土が平たんに存在しているという状態が確認されています。このように書いていきますと、若干黒い土、遺構を確認することのできる黒い土がありまして、この黒以外の黄色い方が逆に整地層として非常に広い範囲に及んで確認されています。

実際に現地の視察に来ていただいた時は、この整地層を取り除いていいのかどうか私も不安だったため、それを残していましたが、審議会で、「整地層をはずして確認しないと建物かどうかははっきりしないだろう」というご意見をいただきまして、掘り下げました。

この整地層を掘り下げますと、このように、先ほどの黒いプランというのがはっきりします。明るい土というのが、こちらの角からずっと続いて出てきていて、ここで北西側の角になるという状態です。この膨らんでいるところが柱の痕になるのではないかと想定しています。

こちらが一番手前のところだけは確実に柱穴なのかどうか判断しなければいけないだろうと思い、掘り下げました。こちらが掘り下げた状況で、最初は柱穴を探すためにこの2箇所を先行して進め

ましたが、整地層と呼んでいるこの上の土層、つまりこの掘り込みよりも上をずっとパックしている黄色い土が、この段のあたりまで全部その土が詰まっていた。それを4分の1ずつ、あるいは全体を段下げして覆土をすべて失ってからでないと、柱痕も確認できないだろうと判断して、当時の職員とも相談した上でこの一番北西側は半裁で掘り下げていきました。

結果、柱穴で間違いないだろうと思います。抜き取りをしてその後土を詰めて、平場を作るかのように設置されていることから、掘立柱建物である、というところまでは、前回発表をしているところです。

前回、どういうところが柱になるかがはっきりしなかったで、当時一番膨らんでいる、一番濃いところにそれぞれベルトを設定して、覆土を掘り下げたところこのように膨らむ、確実に膨らんで柱穴の中心になるだろうというところを、ベルトを残しながら掘りました。ここだけは半裁してますが、それ以外はすべて養生をして残していいです。今回は、それを復旧していく調査を考えています。

今回、拡張して調査することで、まずは整地していた土の範囲を改めて確認していこうと思っています。その次に掘立柱建物1をどのようにしていくか想定していますのは、同様に整地層を上から写真を撮り、その範囲を図化していくことです。そのあとの作業として、今回はきちんと掘立柱建物であろうと想定した上でベルトを設定して、「整地層が出るということを仮定して、確認できたらベルトを設定して掘り下げてよろしいでしょうか」という、また、「少なくとも柱穴の膨らみが出るまで、整地層を掘り下げてよろしいでしょうか」ということを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○（近藤会長）

田尾委員、ご意見はありますか。

○（田尾委員）

まず、確実に前回は踏襲して整地層の範囲はきっちり押さえることが大事だと思います。それと、前回の見解も踏まえると、結局柱穴が埋まり、抜き取ったとしたらですけれども、柱を抜き取った後に、抜き穴あるいはある程度埋まった柱穴ごと埋めて設置してなことになると思います。その辺を踏まえて整地層の性格が何かというのは1つ検討した方がいいと思います。上も削られているでしょうから、もしかしたら、この場所に、例えば基壇状に作った建物があったかもしれない。鎌倉郡家の最後の総柱の建物なんかは基壇作っていますから、そういうことも念頭に置きながら調査した方がいいと思います。それと、前回やったように、整地層を取り除かないと柱穴が出てこないんですが、今回は前回の柱穴の柱間が、柱位置がわかっているので、例えばその整地層ごと整地層の関係がわかるようなベルトを設定して、掘り下げてもらいたいと思います。どのようにその整地層ごと埋められているのかどうかも含めて確認できる、一番南側に出てくる1列を、東西に柱穴だけではなくてその前の整地層の段階から分かるような断面がとれるような措置を取って記録をした方がいいと思います。あと、ないでしょうけれども、ここで止まるとも限らないと思いますので、もしかすると南にも一列出てくる可能性も、考慮しながら慎重に進めていただきたいです。

○（近藤会長）

箱崎委員はいかがですか。

○（箱崎委員）

今、田尾先生おっしゃったことで、その整地層の性格をきっちり把握しないというのはその通りだと思いました。建物としては、これが側柱じゃなくてこの中の方にも南北方向に溝状のものがある。それから柱穴同士を繋いでいるような、いわゆる溝持ちの建物の可能性もあるので、それが単純に埋めたときの小さいくぼみなのか、建物構造に関わるような溝になるのかということも、重要だと思います。中にある、南北のものはなんでしょう。

○（事務局）

その確実に伴うかどうかがあやしいので、もしかしたら南北のものがさらに切り合ってる可能性もあるのではないかと現段階ではそのような想定もできますが、この犬の骨みみたいな形をしてる部分に関しては同じような土で埋められており、ベルトをどれだけ見ても切り合いがあるようには見えませんでした。一番上の、この犬の骨みみたいな、掘立柱建物の流れとはちょっと異なるような位置にあります。本当に土自体はよく似通っています。こちらの写真で見ていただくと、掘り下げた結果このようにはなっています。先ほどの図がちょうどこの、このラインの犬の骨の部分、ここがメインの建物を想定してるところですが、この土自体は、もう見分けは全くつかない土の入り方をしていて、埋め方が同じだろうとは思いますが、新旧関係については、この部分だけでははっきりとは読み取れませんでした。中側の方は、こちらの土と比べれば違いはありました。若干違う土、ということですね。明確に、全く同じ全く違うとは言い切れない状況でしたので、ここでは、半裁するような形はとらずに、南側を広げた上できちんと確認した方がいいのではないかと考え、平面だけ確認しました。今の段階では、これが組み合わせる総柱になるかは、可能性はあるかもしれませんが、別の建物の可能性も併せて想定した方がいいと思います。

○（箱崎委員）

多分、そういうことだろうと思います。1つの遺構だけではなく2つの遺構、2つ以上の遺構が重なっているかもしれないということ、頭の片隅に置いて進めていくと、やはり整地層を下げないと、この柱が見えてこないだろうと思います。そこまでは下げて、建物だということを認識できるようにしておく必要があります。中途半端で止めると、穴なのかくぼみなのか、その辺の振り分けもつかないままだと、遺構の評価もできなくなってしまうと思います。もう少し思い切って見るところまで下げていくことは、やらなければいけないと思います。

○（近藤会長）

ありがとうございます。その他、ここについてはいかがですか。岡本委員。

○（岡本委員）

資料5に、これと同じ時期なのか分かりませんが、資料5の緊急発掘のところで見つけた遺構と、その南側の市職員が掘ったところから出たロームの盛土遺構を図面に入れてください。一番東の弥生の溝と重なって見つかった遺構がありました。その盛土遺構が倉庫のようなものにあるはずだから、これとの関係、位置関係を知りたいです。

○（事務局）

完璧な図面化してるのは本日用意していません。一致していないのですが、今お話してるのはこちらの建物ですね。今回調査区を広げるのはこちらです。これとこれの関係性ということでしょうか。

○（岡本委員）

向きのには並ぶのでしょうか。南側のは推定ですか。

○（事務局）

2間であればこうかなという推定のラインです。

○（岡本委員）

もっとずっと大きくなるという可能性もありますか。

○（事務局）

その可能性もあります。東西に並んでいるものを考えると、そのまま南北が同じように大きくなるかといえば、これまでの経緯から、そんなにたくさん行かないと考え、仮に2間でいれています。

○（岡本委員）

小さい遺構が2つあるとしたら、2間2間になるということですか。

○（事務局）

それは「東西が分割されれば」ということですか。プランを確認した限りではここはほとんど一続きで、これに関して、分割は難しいと思います。ここの東側の2つに関しては、他のものと比べて柱間が明らかにここだけ窮屈です。他のところは、基本的に等間隔でしたので、ここまでは、基本的に一続きではないかと想定しています。その他の微妙なはみ出るようなものについては、他の建物の可能性が高いのではないかととらえています、現状では。

○（岡本委員）

この赤いラインの調査区を設定しようとしてる訳ですか。

○（事務局）

はい。1つはこちらの溝状遺構2としたものが、前回の調査区の端にしか出ていませんが、こちらの上面で見つけた整地層と極めて近い覆土をしていましたので、そちら側も建物跡になる可能性が高いととらえています。こちらは、この赤のラインにほとんど校舎の基礎が来る予定ですので、おそらくこちらも平面範囲は難しいですが、むしろ断面で遺構の状況を確認できる可能性があります。この溝状遺構2からは、欠片でしたが円面硯も出土しています。

（箱崎委員）

よろしいですか。先ほど安易に2つの建物って言いましたが、田尾さんが想定したように、柱を抜き取ってくぼみになっているところを整地したというようなストーリーだとすると、2棟だとすごく不自然というか、建物の柱を抜いてから埋めたのであれば、1棟分しかないはずですが。2棟あったのであれば、そのどちらかの建物を使ってるときに、くぼみ状になったという想定しないといけません。さっき田尾さんおっしゃったように建物を抜いて、そこを抜いたまま整地したのであれば、もう1棟でないとおかしいですよ。

○（事務局）

そうですね。私も複数になるのかどうか疑問に感じていました。少なくとも、丁寧にプラン確認したときには、このグレーに色を塗ってる範囲というのが、ほぼ同じように見えたので、前回の視察の折りにご意見を伺った次第です。結果的に、この「礫集中」と書いてある部分に関しては、もう一段階新しい遺構でしたので、ここにもともと整地層があったものを壊して作られて埋まったためか近似した土にはなっていました。こちらについては、平面的にもベルトをどんなに確認しても、1棟分しか分かりませんでした。その先を掘り下げると、先ほどの、犬の骨が分裂してきたので、これが複数になり得るのかと思いましたが、平面プラン上は怪しかったです。逆に、犬の骨状のこれは何か入口施設の柱なのかと想定していましたが、北側に入口を作るのではないのかなと思いましたが。そうすると2つの建物の可能性を想定した上で、南側を広げるしかないと考えました。後は、これが北側に行く何かの存在だったとすると、北側を調査する意味があるのかもしれませんが。北側も堅牢な基礎が入っていたので、南側で予想が掴めないとする北側の基礎の中を掘って生きているかどうかを確認しつつ、そこで確認するしかないのかなと思っています。

○（箱崎委員）

犬の骨といったところは、校舎でやられた断面で見えますね。

○（事務局）

断面では掘り込みはちょうど整地部分しか引っかかりなくて、掘り込みらしいものは続いてこなかったです。

○（箱崎委員）

穴の中心を通過していないということですか。

○（事務局）

そうです。このかく乱は中心を通過していません。

○（箱崎委員）

その辺の性格を先に押さえてもいいかもしれません。ただの窪みであれば、もう、あんまり気にしないでいいだろうと思います。柱穴だけとかかく押さえるようにしないといけません。そのためにはくぼみであれば、もう少し強めに削って、くぼみを全部外してしまえば、柱穴がしっかりわかるだろうと思います。そういうところまで下げてしまうかですね。

○（事務局）

実際のプランからは、この現状でもすでに下げてはいます。

○（箱崎委員）

なかなか消えてこないということですね。

○（事務局）

そうですね。この位は下げてはいるんですが。

○（箱崎委員）

何か建物に伴う施設の可能性もあるかもしれません。ところどころ割ってみたりするしかないですね。

○（近藤会長）

そういう備えも持って調査に臨んでいただきたいと思います。ほかに、皆さん、何かございますでしょうか。

○（寺前委員）

今の議論と関連しますが、今回の調査区の東西の範囲は、どういうイメージで決定されているのでしょうか。

○（事務局）

東西の調査区の東側に関しましては資料4をご覧ください。グレーにかかっているところが、校舎が存在していた部分です。もともと建物があつたところと増築したところと基礎構造が若干異なっていますが、グレーが入っているところよりもさらに広い範囲で基礎構造がはみ出してきています。東側に関しては、この渡り廊下と北側の校舎と重なる形で東側の端というのを設定しています。基本的には校舎よりも外側というのは、ほとんどかく乱を受けている可能性が高いのですが、ちょっと中を掘り下げると部分的に深い遺構は残っている可能性もありえます。1次調査の調査区に関しては、西の方が元の地形が低くて、東側に向かってだんだん上がってきています。こちらに関しては、基礎構造に関しては表土を剥いだ段階でかなり関東ローム層に近いところまで削られていましたので、校舎の中に関しては、ほとんどかく乱されていた状況であるところこの調査区では確認しています。

今回の調査区では、この基礎構造のかく乱が確実に見えるところまでを目指して設定しています。

○（寺前委員）

右下のところは渡り廊下の基礎は深いのですか。

○（事務局）

渡り廊下はどの段階で作ってるかにもよりますが、前回校舎のなかで調査したところ、7次調査のB区も、実は渡り廊下があつたところでしたが、基本的にはかなり荒れている状況でした。深い柱穴、古墳時代後期の柱穴が1穴のみ、校舎の渡り廊下のなかで確認できました。基礎構造は渡り廊下に関しても堅牢なものが作られているイメージがあります。

○（箱崎委員）

北側の4次調査のところも渡り廊下にかかっていますよね。

○（事務局）

4次調査のときにも渡り廊下がかかっていました。4次調査のときは逆にこちらは西に向かって深くなってきてきましたので、基礎構造を綺麗に取り払えば遺構のプランを確認できる状況ではありましたが、基礎構造が堅牢すぎて外すと遺跡を痛めそうでしたので、基礎構造を残した中で掘ります。4次調査のときには、3次調査の時点で掘立柱建物の柱が続いていくことが想定されていたので、基礎構造の中を掘るということを念頭に置いて調査区を設定しています。

東西方向の西側につきましては、4次調査の時点で、ここまで調査をしており、その時に平安期、10世紀頃のピットを4穴確認しました。7次調査の時に、そちらの柱穴が掘立柱建物になりうるかどうかを判断する確認調査を設定しましたが、確認したところ、土がこれまでの種類と若干異なっていて黄色っぽいような、粘土混じりの土が基本となる覆土がばらばらとあり、官衙の遺構と比べ

ると非常に不整形な形の遺構が並んでいました。出てくる遺物は破片が多かったですが、平安期に近いと思われるものが多く出てきており、変な形になるものは、概ね官衙よりも新しい段階の遺構ではないかというふうに想定をしています。ただ、わずかに半裁に掘っていきますと柱と言えなくもないような出方をするものがありまして、組み合わせが確定できず、このような不整形なものも官衙の相続時期を明らかにするためにもきちんと確認していくべきだろう、ということで前回の4次調査に合わせて広げています。また、竪穴建物1と竪穴建物2が、古墳時代後期の建物として想定していますが、掘立柱建物1が壊す形で作られているので、この掘立柱建物1の時期を確実にするためにも、この竪穴建物2の時期、出土する土器を確実に見ていく必要があると想定しています。整地されて、平場をわざわざ作っているということが、これまでの高座郡家の作り替えの時期から考えると、逆にこの今回の掘立柱建物1は創建期に当たる可能性があるのかと考えると、特にこの建物2との関係性の検討は必要になってくると思います。

○（寺前委員）

整地層の中から出ている土器の時期幅はどうですか。

○（事務局）

整地されているためか細かい破片しかありませんが、出てくるのが円面硯と、半裁したときに土師器の皿が出てきてまして、その皿の時期がそれだけで特定が難しいのかと、市職員も確認していますが、これだけで確実に時代を判断するのは難しいだろうと思います。ほかの点上げで取っているものに関しても、整地層の中にはあまり多く遺物が入っていません。柱穴の中を掘り、やっとその土師器の皿が1個体分だけ出てきたという状況です。たまたまこちらの建物のすぐ脇のピットなので確実ではありませんが、墨書土器で「厨」と書かれた土器が出てきています。今回こちらの覆土から出ていないので必ず結びつくとは限りませんが、田尾委員に見ていただいたところ9世紀の中頃の土師器かと思われます。

○（田尾委員）

皿は小さいですか。

○（事務局）

皿自体は割れており、一部欠けていますが、接合したので一周回ります。

○（田尾委員）

基本的に相模型の皿が出てくる時期は9世紀以降なので、8世紀までさかのぼることはあまりないと思います。そうすると、下の掘立がいつ構築したのかわかりませんが、埋められて整地を行った時期は9世紀を超えていると考えた方が、さっきの「厨」の墨書土器からもいいのではないかと思います。

○（近藤会長）

寺前委員はいかがですか。

○（寺前委員）

西側の説明がされなかったので、東に、今後建物の基礎を越えて広げてもいいのかなと思いました。整地層の溝2について、整地層と関連が考えられるという話でしたので、ちょっと右下の部分

が、調査範囲的には中途半端か、もっと東寄せでもいいのではとは思いましたが、西側にそういった問題点があるのであれば、この範囲も限定したものにするのであれば、理解しました。

○（田尾委員）

寺前委員がおっしゃった、西側のこの場所のことは整地層との絡みでも、かなり面白いかもしれませんがね。整地された時期と西側の遺構の関わりとか、そういうことを少し問題に入れた方がいいと思います。

○（近藤会長）

調査期間とか、動き出した時の調査体制とかは、伸び縮みがあるかもしれません。

○（荒井委員）

4次調査の柱穴の並びと方位軸は全然関係ないということでしょうか。

○（事務局）

4次調査の軸とそこまですずれてはいないと思っています。

○（荒井委員）

のる可能性もあるんですか。

○（事務局）

資料4が見やすいかと思いますが、側に関してはずれてると感じています。4次調査に関しては完全に南側の柱穴列が、ある程度南北位置にそろっていましたが、今回のところに関しては、少なくともそれにはずれていますが軸の角度自体は大きく変わりません。ただ4次調査の東側の建物跡に関しては、何度測ってもやや斜めになり、真四角になる建物ではなかったので、4次調査の建物をどう評価するのか悩ましいところです。また、4次調査のこの2軒に関しては「柱が近過ぎるので同時に存在していた訳ではないのでは」と、現地を視察された方からもご指摘いただいていますので、一概にすべてが同時期かどうかは今の段階では分かりません。

○（近藤会長）

細かくいろいろと想定して、調査に臨むということですね。調査面積と調査期間、学校との関係について話をしてください。

○（事務局）

調査面積に関しまして、赤色の範囲が15メートル掛ける35メートル、525平方メートルを想定しています。7次調査と4次調査ですでに調査した範囲が300平方メートル分ありますので、新規の調査面積自体は225平方メートルほどです。これまで1年で800平方メートルほどの調査を実施していましたが、その時も3ヶ月位の期間で実施していました。7次調査の人数から想定して、今回の日程を計算しています。今回は6月26日（月）から草刈を始めて、翌週の7月の第1週目から重機等の搬入を行い、表土掘削を開始する予定です。8月もお盆まで基本的には調査して、お盆休みを挟み、8月16日頃からまた調査を再開して、9月30日の撤収を目指して動いていく予定です。現地の見学会を9月9日（土）に実施できないか学校と調整を進めています。基本的には学校の許可はすでにいただいています。県教育委員会職員にも同席いただきます。また国の史跡になっていますので現状変更の手続きについては、今月の現状変更許可を目指して申請を出しています。例

月ですと第3金曜日頃に文化庁で会議が行われており、おそらく一昨日が会議の日だと思いますが、移転関係で、文化庁も必ず第3金曜日に行っている状況では最近ないので、県職員から会議の状況についてはお知らせいただければ、現状変更許可が出次第、掘削が開始できるという想定です。今月の許可申請を出していますので今月中に許可が下りる予定で、来月頭から掘削を開始するという想定です。神奈川県教育委員会の職員の協力・指導なども協力依頼を出しており、県の埋蔵文化財グループと世界遺産グループから合計8名ほど、週交代で出てきていただく予定になっています。

○（近藤会長）

それは以前の体制と同じですか。

○（事務局）

基本的に同じです。現地の視察について、ある程度想定を私の方でしてい、できれば8月末から9月頭の間、部会で現地指導をしてくださると追加の調査がしやすいかと思っています。あまり後ろの方に、現地指導時期を設定してしまうと、追加の調査が実施できないと思ひまして、できれば8月31日ごろを目指したいと思っています。ただ、9月1日、2日、3日が高校の文化祭なので出入りをしないで欲しいと言われているので、そこを外す形で日程を調整したいと思っています。公用車を8月31日（木）に予約しているので、できればこの日に現地指導をお願いしたいと思います。日程は、後日調整したいと思います。

○（近藤会長）

それは、この部会のということですね。

○（事務局）

あわせて文化庁からの現地指導も近い日程で設定したいと思っています。

○（近藤会長）

開ける体制は整っているようです。県職員の方、何か補足がありますか。

○（冨永副主幹）

大丈夫です。

○（田尾委員）

事務局の質問票の最後にお答えをしていません。先行する竪穴建物、古墳時代後期だろうと言われている竪穴建物の調査について、さっきも話題に出ましたが、位置的なものを、先行する建物の時期がいつなのかというのは、押さえておいた方がいいと思います。おそらく7世紀の中葉以前になると思いますが、できれば、上部遺構に関わりがないような部分を掘って遺物を回収して、時期は押さえた方がいいと思います。特に竪穴建物2ですが、カマドは見つかっていないのですか。

○（事務局）

この時に確実なカマドは出ていません。

○（田尾委員）

カマドまわりが一番いいとは思いますが、引っかかっていないことと位置的な問題もあるので、調査範囲を広げて、カマドが出てきた結果、そこに上部の官衙に関わる遺構が重複していないのであれば、この辺りが狙いかと思います。

○（近藤会長）

他にご意見はありますか。

○（事務局）

確認させてください。黒丸三つ目で、おそらく先ほどの議論だと、そこまでではないということだと思いますが、掘立柱建物1に関して、まず柱穴の膨らみ部分、柱穴がどのように並ぶのかを、整地層を剥がした上で確認していくと思うのですが、そのあと、柱間をきちんと調べるために、柱痕を探す作業は今回の方がいいのでしょうか、それとも、今回はまだしなくていいのでしょうか。整備でここに何か復元する方向になったとき、そういうことを調べるべきなのかというのを確認させてください。この柱間を調べようと思うと、整地層としていた先ほどの覆土の半分以上を掘り上げる必要があります。

○（近藤会長）

先程の議論だと、そこは取らないと話がわからないということではありませんか。

○（田尾委員）

「柱の形自体は分かりますが、今回柱痕まで見つける必要がありますか」ということですね。箱崎委員、いかがですか。

○（箱崎委員）

抜き取り穴がどの位深さがあるかだと思いますが、抜き取りが全部掘ってしまってその下に見える柱痕跡を探すとなると、抜き取り穴は全部取らないといけないので、そこはそこで問題があります。平面が溝状に続いていくのかどうかというところをとにかく確認することが第一段階と思います。一旦そこで止めて、続くという判断であれば、続く調査をしないといけません。溝状に続くとすれば、ベルトを残す範囲を溝に直行する形で断面を取らないといけないことになりますから、その調査の仕方とも関わってくると思うので、そのあたりの見極めですね。浅い本当に窪みというようなところを丹念にも拾っていただけなのか、また確実に遺構になるものなのか、というところを見極めるのが、第一段階だと思います。

○（近藤会長）

今の段階では、細かく各委員に状況を報告しながら進めていただき、必要があれば箱崎委員に直接指導していただく。慎重に慎重に進めて、備えをしていただくということだと思います。よろしくお願いします。

○（事務局）

ありがとうございます。

○（寺前委員）

今の議論の前提として、この整地層と柱の関係ですが、柱は抜き取りがあるというイメージでいいですか。

○（事務局）

この半裁の状況から、整地の土の入り方からして抜き取った後に土を一気に入れて、全体を整地しているのではないかと想定しています。

○（寺前委員）

ただ、そうなるとあまり下げても、柱間はもう確定はできません。

○（事務局）

ですから、柱間を確定させるとなると当りを探さなければいけないと思うので、覆土をすべて除いてしまうような感じに近くなってしまわないか、という不安がありまして、皆様の考え方を確認しておきたいと思いました。

○（田尾委員）

やはり箱崎委員がおっしゃったように、上面の整地層を除いた段階での表面がどのような形状をしているのか確認した方がいいと思います。抜き取った後に、整地層を入れて埋めているのであれば、平面で抜き取り穴と覆土の違いがあります。抜き取って整地してる埋まった土と、柱の覆土の土は違はずなので、そういうものも丹念に見てから調査を進めたほうがいいと思います。

○（近藤会長）

委員の先生方は細かく細かくご指導ください。よろしく申し上げます。今の段階で言えるのは、その範囲だと思うのですが、事務局は連絡を密に取って備えてください。よろしく申し上げます。調査期間、調査面積も基本的には、県との調整もついているということで、調査自体は予定通り進めていただけるということですね。事務局、よろしく申し上げます。

【議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定・公有地化について】

○（近藤会長）

事務局で用意していただいた3番目の議題です。追加指定と公有地化について、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）

下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡の公有地化と追加指定の状況について事務局より説明いたします。

主に今年度の事業内容について説明いたします。前の画面をご覧ください。公有地化が既に進んでいるところは青色で色塗りをしています。令和4年度、昨年度公有地化が済んだのは西方遺跡の西端の部分1箇所と七堂伽藍の北西端の1箇所、公有地化が昨年度完了しています。こちらは、今年度公有地化を目指して手続きを進めているのが、ピンク色のところです。②が、令和2年度に確認調査を実施しました交差点、北陵高校のグラウンドがこの端にあります。交差点のところで区画溝が止まって、また始まりますとお話していたところが②です。その西側の畑地の部分と、そのすぐ南側の畑地の部分というのを、今年度の公有地化を調整しているところです。現地写真を見ただけですと、こちらが12次調査の遺構図ですが、そのすぐ西側の畑と南側の畑が今回公有地化を進めているところになります。写真で見ただけですと、ここは前回12次調査をした地点で、そのすぐ脇の西側の地点と、こちらの南側の地点について公有地化を進めています。こちらは追加指定が昨年度3月に完了した地点です。

公有地化につきましては、以上になりますが、追加指定を今年度、実施している地点があります。

1箇所になりますが、この地点のすぐ南東側の建物が現在建っている敷地というのが、今回、追加指定の対象として現在、調整を進めている地点です。このすぐ東側の更地になっている地点が第8次確認調査として弥生の環濠の南東部分を確認した地点となっています。弥生の環濠からは内側、外側環濠からは内側に位置している地点となっており、高座郡家の溝状遺構、東側を区画している溝状遺構のすぐ隣部分、東隣り部分となっています。この更地になっているこの敷地の部分が、今から7年ほど前に第5次確認調査を実施した地点となっています。第5次確認調査の時には、礫が充填とまでは言いませんが、ピットの中に礫が入り込んでいる柱穴が2穴、その当時は土坑としてとらえていたものが2基見つかっています。こちらは古代の遺構かと当時所見があり、古代の遺構がまだまだ展開しているという地点になります。こちらも追加指定を進めています。

また、こちらの図で見いただきますと、現在、オレンジ色の範囲というのがすでに指定を受けている範囲になっています。こちらの広いほう、色塗りをされているところが官衙遺跡群として指定を受けている範囲で、青色の実線で囲っている部分が弥生の指定を受けている範囲です。今回追加指定しますのは、赤色の地点です。

今年度の追加指定について、現在スケジュールとしては、文化庁に意見具申をし、7月中に正式な書類を提出し、大体11月か12月ごろに文化庁の文化財審議会で審議いただき、答申が出て来年の2・3月ごろに官報告示を受けるように神奈川県と調整を進めているところです。

こちらを進めていたところ、他の地点でも同様に開発案件が何件か出てきており、今回の地点に関しては下寺尾官衙遺跡群の保存活用計画の方で緑色の範囲が今後保存を進めていくB地区に入っていますが、C地区としています今後保存用する範囲としてくくった範囲よりも、若干広い、現在西方遺跡の包蔵地範囲、あと七堂伽藍跡の包蔵地範囲のC地区というのが、保存活用計画のなかで保存地区としています。開発対応が生じた際には確認調査を入れて状況を確認し、必要に応じて史跡の追加指定を目指していく範囲としている地区になりますが、その中で、この東側の端西方遺跡の東方の端の方で、開発の相談を受けています。紫色の1箇所と、遺跡の範囲の端の部分で1箇所、開発に伴って確認調査を実施する予定です。

今回の北陵高校の中の確認調査を、6月から9月末まで予定していますので、こちらに関しては、10月に入ることでも調整をしています。確認調査の状況次第で、また追加指定が必要かどうか、その価値について皆様にご報告し、保存が必要な状況かどうかはデータをまたお出ししようと思います。こちらの狭い範囲に関しては、そのすぐ南側を、3年ほど前に確認調査を実施しており、官衙の可能性があるのではないかという、溝状の遺構を1条見つけていますので、注意深く確認調査を実施していく必要があると感じています。昭和50年頃の明細地図を見ると、西方と北方の字境がちょうどこの道路となっており、字境が必ずしも遺跡内容とリンクする訳ではありませんが、ここで官衙の遺構の可能性もある溝状遺構を確認していますので、この地点については要注意かと考えています。

そしてまた、1箇所B地区で、北陵高校の校門がありますが、そのすぐ南西側の地点、道路挟んで南西側の地点でまた1件、公有地化の相談を受けていますので、こちらの遺跡内容がどの位残存しているかどうかなど、確認調査の必要性については神奈川県と調整して相談を進めていきたいと

思っています。

今年度は追加指定が1件手続きを進めており、公有地化について2地点進めているという報告になります。

○（近藤会長）

ありがとうございました。県として補足はありますか。

○（富永副主幹）

今の説明の通りですけど、②のところと今度公有地化するところは、結構まとまった面積になるので、文化庁から「公有地化したところの仮整備はどうですか」と後で言われますので、何年後かには仮整備とか、簡単な看板をつけるとか、ご検討ください。

○（近藤会長）

事務局、よろしく申し上げます。

○（五味委員）

話は変わりますが、文化庁は京都の方に移りましたが、そことの折衝は、どのようにされてますか。

○（事務局）

基本的にはこれまでと変わりません。これまでも、神奈川県教育委員会に相談案件を伝えて、県の教育委員会が文化庁と調整をして、必要がある時に伺うか、あるいは来ていただくこととしています。今回の追加指定に関しても、作成した資料の読み合わせのため、今月末に京都に行きます。

○（五味委員）

京都まで行かなければなりませんか。

○（事務局）

はい。

○（五味委員）

分かりました。

○（近藤会長）

他の方は、よろしいですか。

○（富永副主幹）

文化庁の調査官も、今度の確認調査や追加指定の場所について現地視察のため京都から来るので、お互い様なのでしょうか。

○（近藤会長）

公有地化について、何か他にございますでしょうか。

文化財保護審議会がまだ今回は行われてませんが、そのときに話題に出るのは必須ですので事務局は十分備えてください。地元にとって文化財とは象徴的なものです。宮瀧委員に代わって言いますと、みんな必死になって取り組んでいるのに10年間、遅々として進まないように取られるのは本意ではありません。ただ、そういうことがささやかれているのに、何もしていないというのはいかがでしょう。何かすることを議論し、事務局に詰めていただきたいです。過去の課長の時に線

路近くに看板を設置したことで、一般の人がぱっと見て分かるようになりました。そういうことが余りにも進展していません。予算の問題だけではないと思います。よろしくお願いします。

#### 【議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について】

##### ○（事務局）

資料の送付が遅くなり申し訳ありません。資料は机上に配布しました1枚の両面で、史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画について事務局が確認したい内容について取りまとめたものです。これから、資料に記載した順に伺いたいと思います。

前回、保存活用計画の1章から概ね6章までを書きました。そこについては、コロナ前に議論していただいていた部分を当て込み、何名かの委員の方からご指摘いただいたところを反映しました。今回は、7章から10章を主に書いてきました。

1章から5章までが、下寺尾の遺跡群をめぐる歴史的・自然的な環境あるいは法律的な裏付けの部分で、5章で下寺尾西方遺跡の現状と課題を記載し、6章で大綱を記載しました。6章までに保存活用の基本的な考え方を示した上で、7章から10章にかけて具体的な保存・管理・活用・調査研究・整備それぞれの基本的な方針・方策をどうしていくのかという構成にしています。

今回、確認したいのは方針の部分です。まず1番目、79頁から88頁のところに書きました保存管理の考え方について、遺跡の保存方法と管理の方法をどうするのかということですが、基本的には平成29年に作成した下寺尾官衙遺跡群の保存管理の考え方をほぼそのまま利用しています。文章や表を見直し、図を西方遺跡用に修正しました。地区区分の考え方についても、基本的には下寺尾官衙遺跡群と同じ考え方です。指定範囲がA地区、指定範囲隣接する保存を要する範囲としたところをB地区、周知の埋蔵文化財包蔵地としてその他に広がっているところをC地区という地区区分を考えています。保存管理の考え方について、官衙遺跡群と基本的には同じ考え方としていて問題ないでしょうかということを確認したいのが1点です。

大綱の部分でも、官衙遺跡との関係性である、重なる遺跡の部分を示していますので、保存管理の基本方針は官衙遺跡群と変えていません。

ただ、やはり弥生の保存活用計画として、もう少し古代のところを特出した方がいいのかどうか伺いたかったところです。

七堂伽藍の確認調査で弥生時代中期の土器が出土していますので、そういった遺物の散布状況がこの隣接地にあるということと、すぐ南に面しているやや低い土地ではあるものの弥生時代の段階ではすでに活動が開始されていてもおかしくない立地状況なので、七堂伽藍の遺跡範囲についてはC地区でよいのではないかと、という指摘を受けていますが、まだ反映をさせていません。こちらの七堂伽藍の方をC地区という保存区分としてよいかどうかを確認したいです。

七堂伽藍をC地区に加えた場合には、最初の計画の対象範囲も、完全に下寺尾官衙遺跡群と同じ範囲に直さなければならないのかと考えています。保存管理の部分につきまして、確認したいと思います。よろしくお願いします。

##### ○（近藤会長）

保存管理の確認部分ということで、田尾委員、お願いします。

○（田尾委員）

地区設定については提案のとおりでよいと思います。隣接する七堂伽藍も、下には弥生あるいは古墳時代前期も集落がありますから、そういうところも見通して地区設定をしておく、七堂伽藍の古代の調査中にどういう弥生時代中期が出るかわかりませんが、一応地区設定に隣接して設定しておく、何とでもなると思います。

弥生用に修正した地図の方が、弥生の集落の保存活用計画なので、これでよいと思います。

○（近藤会長）

寺村委員はいかがでしょうか。

○（寺前委員）

少し見ただけなので、前回のものと含めてのイメージがありませんが、ゾーニングに関しては異論ありません。

○（近藤会長）

岡本委員はいかがでしょうか。

○（岡本委員）

前回の地図と同じにしようとしている訳ですか。

○（事務局）

はい。その濃い緑のところを同じにしようかと考えています。ただ、南西部分について、官衙はA地区とB地区が存在しますが、弥生の西方は七堂伽藍部分がすべて濃い緑になるというイメージです。

○（五味委員）

七堂伽藍は、ちゃんとやるべきだと思います。郡に附属する寺の可能性が大きいことを考えれば、やるべきだと思います。そのために、このBとCとの間の境界がどういう線引かということをしつかりやっておいて欲しいと思います。逆に言えば、Cの部分だってBにしてもいい訳で、なぜBとCが分かれるかということ、どこかで説明しておかないと成り立たないと思いますが、その点どうですか。

○（事務局）

当時、新指定する際に文化庁の調査官にも現地を確認していただき、マップをしました。その時には現地ですでに削平を受けている部分などを加味されていたと思いますが、その環濠集落の環濠として既に確認調査で分かっている東側の範囲とか、西側、南側、北側も想定されてる範囲とかを、プラス1区画分、現況の区画で分かる部分で、一保存を要する範囲はここでいいのではないかと当時の調査官からご指示をいただいています。

○（五味委員）

やはりその点はどこかに書いておかないと違いが分かりません。

○（近藤会長）

箱崎委員はいかがでしょうか。

○（箱崎委員）

微妙に違うと思います。B地区とC地区の前のところとか、南西のこのあたりとか、全く一緒ではないですよ。これは下寺尾西方遺跡の保存活用計画だから、基本、弥生の遺構に対する保存管理という形はそれで分かりますが、官衙遺跡群がどういうふうになっているかが分からない部分があるので、最小公倍数というか、そういうところも入れておかないと、西方の保存活用計画を見たときに、どういった保存がされているのか、この範囲の外のところがよく分からなくなるだろうと思います。官衙遺跡群ではこうなってます、弥生の西方遺跡はこうなってます、というのを併記しておかないといけません。現状変更の取り扱いとかも、こっちには入ってないけど、こっちでかかっているような形になってしまうところはありますよね。その辺りを少し分かりやすくしておかないと、後から西方の保存活用計画を見た地元の方が、西方の方しか見ていないとか、あるいは、官衙遺跡群の方しか見ていないとか、片方しか見てない方にとってはすごく分かりづらいものになってしまう、後からトラブルになる気がします。特に西方の方は後から出て進める方なので、官衙遺跡群の方の情報を含めることはできると思います。参考として載せたり、一緒の図にしたりすると訳が分からなくなるかもしれませんが、官衙遺跡群の情報が何か含まれてる方がいいような気がします。

○（事務局）

別の図をつけた際に、官衙の方も追加指定が大分進んでいる部分もあり、A区とB区を最新情報にすると、保存活用計画として印刷した官衙の方のものと違う図になってしまうかと思うのですが、それは問題ないでしょうか。あくまで西方の保存計画が最新情報だということでのよいのでしょうか。

○（箱崎委員）

最新情報は出しておかないといけないと思います。一般の住民の方は、これを見ながら「自分のお家どうしよう」とか考えるだろうと思います。そうした時に、後から出す計画書に当然新しい情報が入ってるだろうと思うはずですから、できるだけ新しい情報が、「この平成29年の時点ではこうでしたが、今はこうです」というところは、ここに入れておいた方がいいような気がします。

○（事務局）

完全に別図面として、参考図面みたいな形で、「下寺尾官衙遺跡群の保存管理地区区分について」みたいなものがあると同じように比較しやすいということですね。

○（箱崎委員）

それがいいのではありませんか。結局この保存のところは「この地区区分ごとの現状変更の取り扱い」等という話になりますので、「取り扱いが書いてあることと今と違うじゃないか」みたいなことになる、後からややこしくなると思いますから、最新データは、提示してあげる方がいいような気がします。

○（事務局）

今の箱崎委員のお話は、官衙遺跡群の方もしっかり併記した方が混乱はない、というお話だったと思いますが、もし併記して載せるとすれば、本保存管理区分という章立ての中で併記するのか、

それとも、別の章立てで、「重なる史跡」についてしっかり触れるべきなのか、保存管理区分のところで混乱しないようにうたっておくのか、その辺はいかがでしょうか。

○（箱崎委員）

そのあたりをどうするのがいいのかということもあります。この計画ならではの特徴だと思います。

分かりやすさから言えば、同じところに書いてある方が見落とさないとか分かりやすいです。一連の流れの中で、自分のところはどういう取り扱いになってるのかと見たときに、ここだけ見れば分かるという方が分かりやすいと思いますが、本としたときに少し分かりづらいという問題があるかもしれません。

○（事務局）

章立てできっちり官衙の部分入れておくと、「これ西方の計画だから」と文化庁に削られるというご意見が、過去にあったような気がします。

○（五味委員）

附則と言う形で書いておけばよいと思います。両方見なければ分からないという形ではなくて、どちらかを見れば分かるという形に、両方ともそういう形にしておくのがいいかと思います。本章に入れると、また何か言われるかもしれません。

○（近藤会長）

次回の会議の日程は夏明け位ですか。

○（事務局）

現地視察を終えてご議論いただき、さらに保存活用計画の議論を同じ日にやるというのは時間的に難しいと思います。次回、保存活用計画を議論していただくのは、11月か12月ごろと思っています。

○（近藤会長）

少し早める訳にはいかないですか。問題点を洗い出して、委員に意見を求め、それで会議に臨む。そういうスタイルにしないと議論が散漫にな、正直、私もどこでまとめたらいいのか難しいです。事務局として、「西方の保存活用計画を完成させるにあたって、どういう悩みがあって、どこを重点的に、どういうふうに表現すればいいか、そこで迷っている」というところまで詰めてください。各自自由な意見を言ったら、それはまとまらないので、工夫していただけるかと思いますが、いかがでしょうか。

○（事務局）

おっしゃる通りだと思います。

○（近藤会長）

10月位までに計画の半分位作ることができるのであれば、ある程度完成に向かって現実味があると思いますが、さらに期間が広がると、もう本としてまとまらないと思います。田尾委員、いかがですか。

○（田尾委員）

おっしゃる通りですね。宮瀧委員も急げとは言ってましたけど、急ぐのであれば急ぐなりの体制を整えてください。去年は、コロナもあって2回しか部会は開かれていないのだから、今年はきちんと4回の中で議論する。その前段階として、事務局の方でしっかりとコンセンサスを取りながら、議論をして作ってください。こちらにそのままボールを投げられても、担当職員だけの意見でこっちにもらっても、結局、事務局の総意ではないと困ります。その辺もちゃんと手前で詰めていただきたいと思います。

○（近藤会長）

課長はいかがですか。

○（事務局）

前回の3月の議事録は読んでいます。進捗を見ながら今回臨みましたが、3月の時も「こういう説明で」というところが分からなかったので、今回「どの個所について考え方を伺いたいのか」ということをまとめて資料として提出しました。ただ、皆様がおっしゃるように、事務局全体として、こうしたいということをはっきり打ち出さないと、意見の出しようがない、というのがまさにそのとおりで、資料が遅かった点と含めまして、そのところは大変申し訳ありませんでした。

今年度の開催回数が4回ということで、後の3回については、資料は当然、事務局の中で学芸員も数が増えて専門職員もいますので、その職員でまず検討して、事務局としてこうしていこう、というものを出しながら、先生方のご意見をいただきたいと思います。

○（近藤会長）

事務局から、今聞いておきたいことはありますか。

○（事務局）

もう1つの考え方について、ご指摘いただきたい部分がありますので、その活用の部分を質問させていただきます。

○（箱崎委員）

その前によろしいですか。先ほどの七堂伽藍のところをC地区にしているかという話がありましたが、それは西方の遺構として見た時にC地区に含むというふうに理解していいですか。遺跡としてC地区にするのが適当だということですか。

○（事務局）

香川の砂丘地帯、縄文時代の中期頃から遺構が形成され、遺物が発見される地点が多々あるという状況です。その中で、弥生時代中期の土器が散布しているということであれば、七堂伽藍の包蔵地範囲についても、いずれ下寺尾西方遺跡としての本質的な価値を含む遺構が発見されてもおかしくないということです。現状ではまだ異物が散布してる程度しか確認されていませんが、C地区として、確認調査を率先して弥生のために行っていく範囲として指定しておいた方がいいのではないかという段階です。

○（箱崎委員）

分かりました。そうすると、弥生の遺構も調査の中で確認しに行くことになる訳ですね。例えば、もしC地区に入れてなければ、官衙遺跡の遺構が見つければそこはそれで終わりとなると思います

が、C地区を入れるとその下層に弥生の遺構があるかどうかというところも積極的に調査しに行くことになる訳ですね。そういうことにしたい、ということですか。

○（事務局）

はい。

○（箱崎委員）

分かりました。

○（近藤会長）

事務局は新たに何点か質問したい点があるようです。端的に手短にお願ひします。

○（事務局）

活用と整備というところで、官衙遺跡群の保存活用計画を策定した際には整備の段階で短期計画、中期計画、長期計画というふうに分けて作っていました。また、活用の部分について、活用の現状と課題と必要性について明記していました。今回、保存・管理・活用・調査研究・整備という章それぞれについて基本方針を示した上で、5章で拾い上げた現状と課題をどのように解決していくのかという記載が、最近の保存活用計画の書き方だろうと考え、そのような構成にしています。また、そのようにしたときに、活用と整備をリンクしたほうがいいのかと他の市町村の国指定史跡の保存活用計画を読んで思いまして、中期、長期というのを活用の段階から年数を区切って設定した上で、今回は書き進めています。つまり整備とリンクした活用の方針を書いている状態です。

その期間設定をどうするのが一番いいのか悩んでいまして、おっしゃるとおり、事務局でもっともんでから皆様に伺わないといけません、今の段階では短期を5年、中期を北陵高校の移転後から20年までと設定し、長期をそれ以降としています。官衙遺跡群の時には一定程度北陵高校が移転する見込みが強いのではないかという想定があったので、しっかりと何年までが短期、何年度までが中期、何年度までが長期という時期区分を設定しています。

今回官衙遺跡群の保存活用計画を作っていたときと、北陵高校の移転の見通しが大分異なり、移転の見通しが立っていないという状況があり、その短期、中期、長期をどういうふうに設定していくのかがいいと私自身も悩んでいるので、色々な方のご意見を伺いたいと思っています。そもそも中期を北陵高校移転から20年後としています。それは長過ぎると思っています。まず官衙のように何年度、策定から5年間、策定から10年、15年、そしてそれ以降の何十年までが長期というふうに区切るべきなのか、やはり今回の下寺尾西方遺跡に関しては、特に、史跡の大部分を北陵高校が占めているので、「1 北陵高校の移転後何年」というような書き方でもいいのかどうか、そういう書き方も、ありなのかどうかというところを伺いたいです。

○（田尾委員）

官衙の方の計画は短期が4年、4年程度ですか。そのあと、平成29年から33年と書いてあります。その次に中期がきて、長期が来るという考え方ですね。普通、目標を持って計画を立てるとき、短期が3年まででそれを含んだ5年後までが中期、そしてそのあと10年後までが長期。つまり、スタートは同じで、短期間に仕上げるもの、中期的に見るもの、長期的に見るものという見方ではありません。今回は、その次、その次ということで、短期、中期、長期と設定しているということ

ですね。

○（事務局）

そうです。官衙の時もそういう形で記載しました。

○（田尾委員）

普通は、短期的な目標を決めて、それを積み重ねていって、中期的な目標につなげて、さらに長期という考え方で計画を立てると思います。それはさておき、印象的に短期が5年というのは長いと思います。目標は3年位で決めて、それを評価して、次のことに取りかかって、5年で長いような印象です。

○（事務局）

短期の設定の長さについて、内部で議論したいと思います。

○（五味委員）

ある程度官衙遺跡群と同じような書き方をしておかないといけないと思います。大体同じような地域ですよ。北陵高校が移転するかどうかというのはあまり大きな問題ではなくて、ある程度のスパンでこういうふう書いていけばいいと思います。北陵高校についてはいつ移転するか分からない訳だし、それ以前に何もできない訳ではないですよ。1つの計画ですから、ある程度決めておくといいかと思います。

○（事務局）

私もこの書き方をしていくと、だんだん官衙の計画と離れてしまい、矛盾が生じると思っていました。

○（箱崎委員）

これは一体的に考えるんですよね。官衙遺跡群の方と弥生の西方の方と、別々の保存活用計画を作ることになっていますが、実際問題としては、「今回は官衙遺跡群の見学会ですよ」という訳ではなく、一体的にやるんですよね。やはり一体的に考えた中で、西方のこちらの保存活用計画にはどう書くべきかということにしておかないと、ダブルスタンダードになってしまいます。後からこちらが動きにくくなるような気がしますので、官衙遺跡群も踏まえた上で、どういうふうに動くのが一番動きやすいかということを考えて、やっていくほうがいいと思います。

○（近藤会長）

北陵の移転が実際、可能かどうかという議論がありますが、官衙のあるいは弥生の史跡をどう活用するかは分けていかないといけません。北陵高校が移転したらどうするという議論ではないと思います。だからそこは分けて考えたいと思います。

○（箱崎委員）

結局は移転した後で、その土地の活用というか利用というか、具体的なハード面の整備につなげていきたいということですね。そういうところ以外に何か大きな障害があるのでしょうか。ハードの部分ができれば、それを使って、何かいろいろできるかもしれません。そこはもう長期計画に入れるべきだと思います。いつ移転されるか分からない訳だから、もう長期に入れていくしかない

いでしょうね。長期計画はそういった、本当に「将来の夢」を、現実的な部分で盛り込んでおくことでよい気がします。その間の中期計画どのような効果をとらえるかということですね。短期計画が3年なり5年なりというところを、何回か積み重ねるということですよ。今から3年だけを考えればよい訳ではなくて、その3年が済んだら次のまた短期計画3年なり5年なりを考えて、それを積み重ねて、最終的な長期計画の10年なり20年を実現できるようにするという考え方だと思います。そういう感じで、高校が移転するしないに関わらずやっていけるということを書いておくということだと思います。

○（田尾委員）

短期計画1期、短期計画2期という感じで積み重ねて、中期につなげていく。すでに官衙遺跡群が、当初の短期計画の期間が終わっているのに、中期計画にも入ってしばらく経っているのに、短期計画の評価が行われていないと思います。ですから、何が進んで、何ができてないかが評価できていないので、客観的な判断をしていないことになります。結局、このままいくともう中期も長期も分からなくなると思います。今回、弥生の西方の方の短期・中期・長期計画を作るのであれば、それに合わせて官衙の方もリンクさせながら、見直しの計画を作った方がいいと思います。それで、両方を見据えながら整備を進めていく。ただ、西方の保存活用計画に官衙のことを記載すると文化庁から指導されると思うので、整合がとれるような、教育委員会の計画として持つておくのが必要です。

○（荒井委員）

官衙のほうの短期計画の中で、実現していないものもあるでしょうけど、実現したものがあると思います。そこのところは、「ここが終わった」「ここが終わっていないから今後の短期の方に取り組む」とか、そういう一連の流れを作った方がよいと思います。

○（寺前委員）

その点で言うと、官衙の方の中期計画では正倉の復元がありますが、ここに書き込まれてるから、復元するということですよ。一方で今回の双方の特質で調和の取れた保存活用ということになると、基本的には官衙の方で、復元とか土地の利用の方法が書かれてるから、それはもう進むという前提で、こちら側としてはそれと調和するような、物を作るなりガイダンス施設を作るなり、ある意味、こちらが走り出しているのを何を加えていくのか、そのあたりの整理が必要だと思います。荒井委員がおっしゃったように、やれたものと、今まだできてないけど目指すもの、諸般の事情で当初は計画してたけど延期・凍結するものがある、弥生側で、それに対してはこれいうのを、そういうのだったら調和するからこれはこの場所で作ったらいいですかという、弁当のおかずを加えていく感じなのかだと思います。

○（箱崎委員）

やはり、西方遺跡の保存活用計画ですけど、官衙遺跡群を無視してはできないと思います。文化庁に言われるから官衙遺跡群のことは載せられない、というのは実際難しいだろうと思います。先ほど五味委員が言われたように、附編のところに官衙遺跡群の情報もちゃんと入れて、そちら側の今はどうなってますというところは明示することが必要になってくると思います。そうしないと、

平成 29 年度、これが官衙遺跡群の最新ということになるので、そのあと追加指定があったり公有地化があったりしても、こういう情報がでてこないことになる可能性もあります。そっちはこっちで、こういう現状になって、今はここまでできていて、コロナでここまでできませんでした、というようなところも含めて、書いておくのがいいと思います。

○（田尾委員）

附編として、先行する下寺尾官衙遺跡群保存活用との整合みたいのが、節なり章なりに付けることはよいと思います。そうすると、西方の計画の内容も、下寺尾の計画を踏まえなければいけないというのが少し理解できると思います。それなら文化庁も文句を言わないと思います。

○（近藤会長）

よろしいでしょうか。事務局総ぐるみで当たっていただければと思います。

○（事務局）

皆様方ご意見ありがとうございました。事務局でもみきれないまま、本日を迎えてしまい大変申し訳ありませんでした。今、ご意見いただいたように、29 年の官衙の保存活用計画についても、弥生の方を作っていく中で 29 年度の計画とは齟齬が出てしまいますので、見直しということを視野に入れながら、まずは、事務局の方でもみながら明確にお示しした中で、ご意見いただきながら進めてと思います。

○（近藤会長）

はい。それでは本来の 1 の議論を閉じます。その他ですが、事務局、委員から何か。

○（荒井委員）

前回も出たと思いますが、今回の写真を変えるという話でした。

○（事務局）

表紙の写真は変更します。

○（荒井委員）

新しい写真にした方がよいと思います。

○（近藤会長）

その他はありませんか。それでは事務局へ戻します。